

整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直しに関する 市素案説明会、縦覧及び公聴会を実施します

利便性の高い幹線道路沿いにふさわしい土地利用の推進を目指し、整備済み幹線道路の沿道に指定されている用途地域を見直すため、「都市計画市素案」を作成しましたので、説明会を開催し、市素案の縦覧、公聴会を実施します。

都市計画市素案の概要、具体的な見直し候補区域については、別紙リーフレットをご確認ください。

1 市素案説明会

日時	会場
令和8年7月26日(日) 午後2時から午後3時まで	旭公会堂 会議室 (旭区鶴ヶ峰1-4-12 旭区総合庁舎4階)
令和8年7月28日(火) 午後7時から午後8時まで	神奈川公会堂 会議室 (神奈川区富家町1-3)

※令和8年7月24日(金)から8月7日(金)までの期間、説明会と同内容の動画を横浜市ホームページで配信します。

※取材については、当日受付でお申し出ください。

2 市素案の縦覧及び公述申出の受付

(1) 縦覧期間

令和8年7月24日(金)～8月7日(金) (土・日を除く) 午前8時45分～午後5時15分

(2) 縦覧場所

都市整備局都市計画課

※市ホームページでも市素案、見直し候補区域が分かる図面をご覧いただけます。

(3) 公述申出の受付

期 間：令和8年7月24日(金)～8月7日(金) 午後5時15分必着

方 法：郵送、持参、横浜市電子申請・届出システム(詳細は以下のURL参照)

提出先：都市整備局都市計画課(〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階)

※公述申出書は、横浜市ホームページ及び縦覧場所で入手可能。

※意見書の様式は定めていませんが、住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨をご記入ください。

3 公聴会

縦覧期間中、公述申出があった場合に開催します。

日時：令和8年9月10日(木) 午後7時開始

会場：横浜市開港記念会館講堂(中区本町1丁目6番地)

※開催の有無については、8月17日(月)以降に横浜市ホームページ又は電話で確認。

市素案説明会、縦覧、公述申出の受付等は以下のURL又は
右の二次元コードから確認できます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/
tetsudoku/youto/endouyouto/zentai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/youto/endouyouto/zentai.html)



お問合せ先

都市計画課長 廣澤 Tel 045-671-2663



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



都市計画市素案説明会

ご都合の良い会場にお越しください。開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

動画配信について
 令和8年7月24日(金)～8月7日(金) 横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

詳細はこちら▶



横浜市 沿道の用途地域の見直し

旭公会堂 会議室
 令和8年7月26日(日) 午後2時開始



旭区鶴ヶ峰1-4-12 (旭区総合庁舎4階)
 〈最寄駅〉相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

神奈川公会堂 会議室
 令和8年7月28日(火) 午後7時開始



神奈川区富家町1-3 (最寄駅) JR京浜東北線ほか「東神奈川」駅・東急東横線「東白楽」駅

スケジュール

令和8年2月～3月

- 都市計画市素案(案)の公表
- 説明会・動画配信の実施
- 閲覧及び市民意見募集

今回 令和8年7月～9月

- 都市計画市素案説明会
- 縦覧及び公述申出の受付
- 都市計画公聴会 (公述申出があった場合)

令和8年度中(予定)

- 公述意見の要旨と市の考え方公表
- 都市計画案の縦覧及び意見書の受付
- 都市計画審議会
- 都市計画変更告示

都市計画市素案の縦覧・都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧

期間	令和8年7月24日(金)から8月7日(金)午後5時15分まで(土・日は除く)
縦覧場所	都市整備局都市計画課 ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧いただけます。


2 公述申出の受付 期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

公述申出方法

提出方法 郵送、持参、電子申請

提出先 都市整備局都市計画課 (〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階)

電子申請はこちら▶



※公述申出書の様式は特に定めていませんが、「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入ください。

3 都市計画公聴会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和8年8月17日(月)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会


日時 令和8年9月10日(木)午後7時開始

会場 横浜市開港記念会館 講堂 (中区本町1丁目6番地)


※10名を超える申出があった場合に抽選を行います。

●都市計画公聴会とは？
 横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます！



iMappe (横浜市行政地図 情報提供システム)



問合せ先 横浜市都市整備局都市計画課

☎ 045-671-2658

FAX 045-550-4913



横浜市 沿道の用途地域の見直し



横浜市からのお知らせ

整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直し

～都市計画市素案について～

利便性の高い幹線道路沿いにふさわしい土地利用を誘導するため、整備済み幹線道路の沿道に指定されている用途地域を見直します。
(沿道の第一種住居地域を、第二種住居地域又は準住居地域に見直し)
 都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続きについて説明会及び公聴会を開催します。



Q 用途地域とは？

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。地域ごとに建築できる建物用途や規模などを定めたものです。

Q なぜ見直しを行うのか？

交通量が多く利便性の高い幹線道路沿いは、大型の店舗や事務所などの立地が期待される区域です。こうした特性を踏まえ、将来的に地域全体の活性化につなげるため、幹線道路沿道にふさわしい施設の建築を可能にする用途地域に見直します。

Q 見直しによって何が変わるのか？

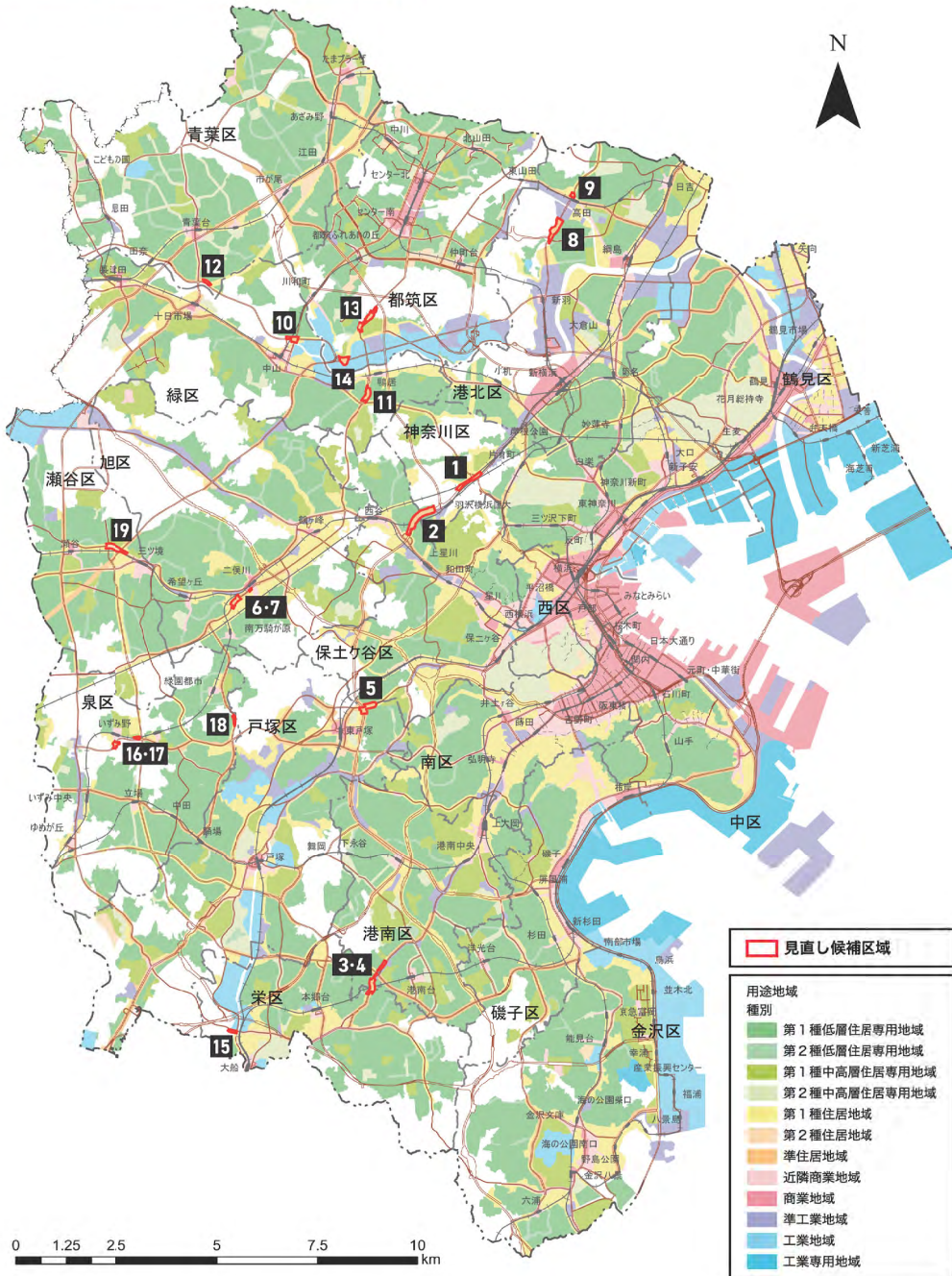
より大きな規模の店舗等の建築が可能になり、建築できる建物用途の種類も増えます。

■用途地域ごとの主な違い

	第一種住居地域 現在	第二種住居地域	準住居地域
建蔽率・容積率		60%・200%	
高さの規定		第4種高度地区 (建築物の高さの最高限度20m、北側斜線制限あり)	
店舗等床面積の上限	3,000㎡	10,000㎡	10,000㎡
自動車修理工場 作業場床面積の上限	50㎡	50㎡	150㎡
カラオケボックス	建築不可	建築可	建築可
倉庫業倉庫	建築不可	建築不可	建築可

※マーチャン屋、パチンコ屋等の風俗営業は、神奈川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づき、住居系用途地域での営業が規制されています。

都市計画市素案の概要



見直し候補区域(拡大図)

横浜市ホームページで詳細な図面をご覧ください。

詳細はこちら▶

横浜市 沿道の用途地域の見直し

